

## 新 AFTA 協定の締結

石川 幸一 Koichi Ishikawa

亜細亜大学アジア研究所 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

### 要約

- ・新しい AFTA 協定である ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) は 1992 年に調印された AFTA-CEPT 協定に代わる協定として作られた。1992 年の AFTA-CEPT 協定以降の AFTA に関連する多くの協定、議定書、行動計画などを総括したものであり、物品の自由な移動に向けての法的、制度的な整備は ATIGA によりほぼ出来たと見える。
- ・ATIGA は、全 11 章 98 条から構成され、全体で 10 条だった AFTA-CEPT 協定と比較すると分量、規定内容とも格段に強化拡充されている。非関税措置の撤廃、原産地規則についての規定は詳細、明確になり、貿易円滑化、税関、任意規格・強制規格及び適合性評価措置、衛生植物検疫、貿易救済措置など新しい規定が追加された。
- ・ATIGA の規定は、FTA の最適実施 (ベスト・プラクティス) を参考に国際基準に沿ったものになっている。APEC の FTA ベスト・プラクティスには、WTO 整合性、WTO を超えた取り組み、透明性、包括性、協議と紛争解決メカニズム、協力、定期的見直しなどの原則が挙げられているが、ATIGA ではこれらの規定が各章に含まれている。

はじめに

新しい AFTA 協定が 2008 年 12 月に調印された。新 AFTA 協定である

ASEAN 物品貿易協定 (ASEAN Trade in Goods Agreement、以下 ATIGA) は、旧協定である AFTA-CEPT 協定の抜本的な改定であり、ASEAN 経済共同体ブループリントの中で物品貿易の自由化の実現のための措置の 1 つとして規定されていたものである。ATIGA は全 11 章 98 条の包括的な FTA 協定であり、近年締結された他の FTA と匹敵する範囲と内容を有しており、国際水準の FTA である。ATIGA は、ASEAN 経済共同体の基盤となる「物品の自由な移動」を実現するための基本的な協定であり、包括的投資協定、サービス協定とともに ASEAN 経済共同体のビルディング・ブロックとなるものである。

本稿は、第 1 節で ATIGA 位置づけを行うとともにその意義を考察し、第 2 節で AFTA-CEPT 協定との関係を検討している。第 3 節では ATIGA の構成を他の主な FTA と比較し、第 4 節で ATIGA の特徴を指摘し、第 5 節で各章を概観している。

## 1. ASEAN 物品貿易協定の位置づけと意義

ATIGA は、1992 年に調印された ASEAN 自由貿易地域のための共通効果特惠関税協定 (Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area、以下 ASEAN-CEPT 協定) を抜本的に改定した協定である。2008 年 12 月に開催予定だった ASEAN 首脳会議で調印されることになっていたが、タイの政治情勢の不安定化により首脳会議が延期されたため、12 月 16 日にシンガポールで開催された ASEAN 経済協定調印式で調印された<sup>1)</sup>。

2007 年 11 月に採択された ASEAN 経済共同体ブループリントでは、2008 年～2009 年に AFTA-CEPT 協定の改定・強化を行うことになっており、予定通り実施されたことになる。AFTA-CEPT 協定の改定は、ブループリントの「単一市場と生産基地」の「物品の自由な移動」の中で「AFTA-CEPT 協定を見直し、物品の自由な移動を実現し 2015 年に向けて経済統合を加速するための

ASEAN の必要性に対応できる包括的な協定に強化する」と記述されている。

ASEAN は、ASEAN 共同体の創設に向け、多くの決定や合意、機構、運営方法などを整備・強化している。ASEAN に関する最も基本的な文書として、1967年の外相宣言に代わるものとして ASEAN 憲章を採択し 2008年12月に発効している。ATIGA は同様に1992年に調印された AFTA-CEPT 協定に代わる協定として作られた。

ATIGA の意義は、①AFTA-CEPT 協定が極めて短く曖昧だったためその後多くの補完する協定や議定書が出され利用者からみて極めて複雑となっていた AFTA 関連の法制を整理・総まとめした、②ASEAN 経済共同体創設を目標とし関税撤廃以外の分野を含む包括的な行動計画、スケジュールなどを盛り込んでいる、③FTA のベスト・プラクティス（最適な実施）を参考として包括的で明確なかつ透明性を強調したルールをベースとした規定となっている、ことである。

## 2. AFTA-CEPT協定からATIGAへ

AFTA-CEPT 協定は、1992年1月の第4回首脳会議で調印されている。同協定は、全体で10条の極めて短い協定であり、不十分で曖昧な点が多かった（表1）。たとえば、FTA では普通1章を割き10条以上の規定が置かれる原産地規則については、第2条の総則の中で数行の記述があるだけである。そのため、1992年12月に AFTA-CEPT スキームに対する注釈、原産地規則、CEPT 運用手続きが採択されている。

AFTA は、当初は資本財と加工農産品を含む製造業品を対象としており、原材料と未加工農産品は対象となっていなかった。AFTA は、当初は2008年に関税を0-5%に削減する計画だったが、1994年と1998年の2回にわたりスケジュールが前倒しされ、ASEAN6の関税の0-5%への削減は2002年となった。また、ベトナムが1995年、ラオスとミャンマーが1997年、カンボジアが1999年に ASEAN に加盟し、加盟の年あるいは翌年から AFTA に参加した。関税撤廃は、1999年の首脳会議で、

ASEAN6 は 2010 年、新規加盟国は 2015 年（センシティブ品目の一部は 2018 年）との約束が行われた。2004 年には、11 優先統合分野について、ASEAN6 は 2007 年 1 月 1 日、CLMV は 2012 年 1 月 1 日までに CEPT 関税を撤廃するとした。11 優先統合分野は、①農産物加工、②自動車、③エレクトロニクス、④漁業、⑤ゴム製品、⑥繊維・衣類、⑦木製品、⑧航空、⑨e-ASEAN、⑩ヘルスケア、⑪観光、であり、航空と観光を除く 9 分野が関税削減の対象分野である。

このように自由化対象分野の拡大、参加国の拡大、自由化の加速が相次いで実施され、修正のための議定書の調印や合意が行われている。1998 年のハノイ行動計画、2004 年のビエンチャン行動計画は貿易自由化の加速だけでなく円滑化を含む幅広い行

動計画であったし、優先分野統合については 2004 年に枠組み協定が合意され、2007 年には前述のように経済共同体ブループリントが採択されている。他にも、ASEAN 税関協定（1997 年）、ASEAN 相互承認枠組み協定（1998 年）、ASEAN 共通関税コード協定（2003 年）、ASEAN シングル・ウィンドウ設立実施協定（2005 年）などの協定が調印されている。

このように当初の協定の不備を補足・補完する様々な協定や決定をまとめるとともに ASEAN の拡大、統合分野の拡大と多角化、深化などの実体面での進展と経済共同体創設に向けての計画を取りこんだのが ATIGA である。その結果、ATIGA 協定は、全体で 11 章 98 条の包括的な協定となった。

表 1 AFTA—CEPT 協定の構成

第 1 条	定義
第 2 条	総則
第 3 条	対象となる産品
第 4 条	関税削減スケジュール
第 5 条	その他の規定
第 6 条	緊急の措置
第 7 条	制度的取決め
第 8 条	協議
第 9 条	一般例外
第 10 条	最終規定

### 3. ATIGA の構成

ATIGA は、物品貿易の自由化、円滑化に関する協定である。ATIGA の調印と同時に包括的投資協定 (AIA) とサービス協定の第 7 パッケージ実施議定書が調印されている。日本が ASEAN 各国と締結した経済連携協定は、投資、サービス、政府調達 (マレーシアとの EPA を除く)、競争政策、協力などの章が設けられている。また、北米自由貿易協定 (NAFTA) は、サービス貿易に関する規定が詳しく、投資、競争政策、知的財産、人の移動などの章が設けられている (表 2)。これらの包括的な FTA に比べると ATIGA は物品の貿易を対象を限定した狭義の FTA である。ただし、物品の貿易以外の分野を除いた章の数は、ATIGA は 11 章、JMEPA は 8 章、NAFTA は 13 章で大きくは変わらない。ATIGA は 98 条あるが、JMEPA は投資、サービス貿易、知的財産、競争政策、ビジネス環境の整備、協力を除くと 85 章であり、ATIGA のほうが多い。JMEPA、NAFTA と比べると物品の貿易について必要な規定が設けられているこ

とが理解できる。ATIGA の特徴は、非関税措置と貿易円滑化についてそれぞれ章を設けていることである。関税撤廃はほぼ予定通り進展しており、非関税障壁の撤廃と貿易円滑化が物品の自由な移動の重要な課題となっているとの認識を反映している。

### 4. ATIGA の特徴

ATIGA は、AFTA-CEPT 協定と比べ、協定の範囲が包括的になり条項の数が大幅に拡大したことは既に指摘したが、EPA など他のアジアの FTA と比べてもいくつかの特徴がある。ここでは、AFTA-CEPT 協定との相違および ATIGA の特徴をまとめて指摘しておきたい。

- (1) まず、新しい分野が ATIGA に加えられたことである。新分野は、①貿易円滑化、②税関、③任意規格、強制規格及び適合性評価措置、④衛生植物検疫、⑤貿易救済措置、である。
- (2) 次に記述が格段に詳細、明確かつ具体的になったことである。たとえば、非関税障壁について AFTA-CEPT 協定では、第 5 条

(その他の規定)で、譲許の対象となる品目について数量制限を撤廃することと5年以内に非関税障壁を撤廃するという規定のみだけだったが、ATIGAでは、1章5条を当てて撤廃スケジュールを提示している。原産地規則については、AFTA-CEPT協定では、第2条(一般規定)の4項に加盟国40%のコンテンツの規定があるだけで、詳細は別の規定(CEPTのための原産地規則)によっていた。ATIGAでは、1章15条を当てて詳細に規定を行っている。

(3) FTAの最適実施(ベスト・プラクティス)を参考に国際基準に沿ったというべき規定になっていることである。APECのFTAベスト・プラクティスには、WTO整合性、WTOを超えた取り組み、透明性、包括性、協議と紛争解決メカニズム、協力、定期的見直しなどの原則が挙げられているが、ATIGAではこれらの規定が各章に含まれている<sup>2</sup>。貿易円滑化の原則(第48条)は、後述のようにAPECの貿易円滑

化原則をそのまま採用している<sup>3</sup>。

- (4) 最恵国待遇が規定されている(第5条)。サービス貿易協定および投資協定では最恵国待遇の規定が盛り込まれることが多いが、ATIGAでは物品の貿易について最恵国待遇が原則となっている。あるASEAN加盟国が域外国と2国間FTAを締結しATIGAより有利な待遇を約束した場合、他のASEAN加盟国はその協定での待遇より不利でない待遇をそのASEAN加盟国に要求することが出来る。その特惠関税は一方向的に全てのASEAN加盟国に対して適用される。これは、AFTA-CEPT協定にはない新しい規定である。
- (5) 内国民待遇の規定(第6条)も新しく導入されたものである。内国民待遇は、EPAやNAFTAなど他のFTAでも規定が設けられている。
- (6) 政府調達についての規定がない。政府調達は、マレーシアを除く日本のASEANとのEPA、NAFTAなどに含まれており、無差別、透明性などを原則とする

政府調達規定は最近の FTA では重要な分野となっている。ただし、WTO では政府調達協定は一括受諾の対象外である複数国

(プルリ) 協定となっており、ASEAN ではシンガポールのみが調印している。

表 2 ATIGA、JMEPA、NAFTA の構成の比較

	ATIGA		JMEPA		NAFTA
第1章	総則	第1章	総則	第1部	一般条項
第2章	関税自由化	第2章	物品の貿易	第1章	目的
第3章	原産地規則	第3章	原産地規則	第2章	一般定義
第4章	非関税措置	第4章	税関手続き	第2部	物品の貿易
第5章	貿易円滑化	第5章	強制規格、任意規格及び適合性評価手続き	第3章	内国民待遇と市場アクセス
第6章	税関	第6章	衛生植物検疫措置	第4章	原産地規則
第7章	任意規格、強制規格及び適合性評価手続き	第7章	投資	第5章	税関手続き
第8章	衛生植物検疫	第8章	サービスの貿易	第6章	エネルギー・基礎石油化学
第9章	貿易救済措置	第9章	知的財産	第7章	農業と衛生植物検疫
第10章	制度に関する規定	第10章	反競争行為の規制	第8章	緊急行動
第11章	最終規定	第11章	ビジネス環境の整備	第9章	基準関連措置
		第12章	協力	第10章	政府調達
		第13章	紛争解決	第11章	投資
		第14章	最終規定	第12章	サービス貿易
				第13章	通信
				第14章	金融サービス
				第15章	競争政策、独占及び国家企業
				第16章	ビジネスパースンの一時的入国
				第17章	知的財産
				第18章	法の公表、通知、適用
				第19章	ダンピング防止税及び相殺関税の見直しと紛争解決
				第20章	制度的取決めと紛争解決手続き
				第21章	例外
				第22章	最終規定

(注) JMEPA は日本マレーシア経済連携協定。他の EPA は政府調達の章がある。マークした章は物品の貿易以外の分野に関する規定である。

(出所) 筆者が作成

## 5. ATIGA の概要

### (1) 総則

第1章「総則」は、目的、定義、物品の分類、例外、通告手続きなどが規定されている。

第1条の目的は、ASEAN 経済共同体の実現に向けて、単一の市場と生産基地を創設するための主要な手段として物品の自由な移動を達成することとしている。物品の分類は、2003年8月に調印されたASEAN 関税分類 (AHTN) 実施議定書による (第3条)。

対象となる物品は全ての産品である (第4条)。AFTA 協定は、当初は製造業品と加工農産品であり未加工農産品は除外されていたがその後追加されている。

重要なのは、最恵国待遇と内国民待遇が規定されたことである。最恵国待遇と内国民待遇は、AFTA - CEPT 協定および関連協定では全く規定されていなかった。最恵国待遇 (第5条) は、ある ASEAN 加盟国が非加盟国と本協定より有利な待遇を受ける協定を結んだ場合他の加盟国はその待遇より不利でない待遇を

獲得する交渉を行うことが出来、その待遇 (特惠関税) はその加盟国により一方的に、かつ、全ての加盟国に適用されるという規定である。具体的にはある ASEAN 加盟国が非加盟国と FTA 交渉を締結し、ATIGA の特惠税率より有利な税率を定めた場合、交渉を経てその税率が他の全ての ASEAN 加盟国にも適用されることを意味する。また、その適用は互恵的ではなく一方的に行われる。

内国民待遇 (第6条) は、1994年 GATT の第3条に従い、他の加盟国の物品に内国民待遇を与えるとの規定である。GATT 第3条の内国民待遇の規定は、内国税、内国課徴金、販売・輸送など関する法令などを国内産品に保護を与えるように適用してはならないとしている。GATT 第3条は、ATIGA の一部とされている。

輸出入に関する手数料と課徴金は、GATT 第8条1項の規定に従い、提供された役務の費用の額に限定し国内産品の間接的保護あるいは財政上の目的のための課税となってはならないとしている。

例外は、一般例外、安全保障のための例外と国際収支擁護のための措

置が規定されている。一般例外（第8条）は記述が詳しくなり、公德、生命健康の保護、美術・歴史・考古学的価値のある物品の保護などの場合以外に、刑務所労働による産品、消滅する天然資源の保護、知的財産権の保護、国内価格が世界価格以下に抑えられた原料の国内での加工に必要な数量の確保、供給不足の産品の確保あるいは流通などが規定されており、輸入だけでなく輸出規制も対象となっている。国際収支擁護のための措置（第10条）は、GATT第

7条と国際収支に係る規定に関する了解に従う。

ASEAN 共同体の大きな課題は、原加盟国と新規加盟国4カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム：CLMV）との格差是正であり、規定の柔軟な運用による加盟国の参加促進（第16条）、そのための能力養成（第17条）が規定されている。ほかには、通告手続き（第11条）、貿易規則の公表と施行（第12条）、リポジトリ（第13条）、加盟国間の連絡（第15条）などが規定されている。

表3 総則の規定

第1章	総則
第1条	目的
第2条	一般定義
第3条	物品の分類
第4条	産品の範囲
第5条	最恵国待遇
第6条	国内税制と規制に関する内国民待遇
第7条	輸入と輸出に関連する手数料と課徴金
第8条	一般例外
第9条	安全保障のための例外
第10条	国際収支擁護のための措置
第11条	通告手続き
第12条	貿易規則の公表と施行
第13条	ASEAN 貿易リポジトリ
第14条	秘密性
第15条	加盟国間の連絡
第16条	加盟国の参加促進
第17条	キャパシティ・ビルディング
第18条	地域・地方政府と非政府団体

(出所) ASEAN 物品貿易協定 (以下同じ)

## (2) 関税自由化

第2章は関税自由化である。AFTAの関税削減スケジュールは何度か前倒しされ、統合優先分野や一部品目は別のスケジュールとなっているなど複雑になっていたが、整理して形で提示している。

関税撤廃の規定は次の通りである(第19条)。

- ①関税撤廃は、ASEAN6が2010年、CLMVが2015年(一部品目は2018年)である。
- ②ASEAN6の約束表A品目は、2010年に自由化する。ASEAN6は、2009年1月までに少なくとも80%の品目(タリフライン)の関税を撤廃。e-ASEAN 枠組み協定で指定された全てのICT産品は2009年1月までに関税撤廃。優先統合分野はネガティブ・リスト品目を除き2009年1月1日までに関税撤廃。全品目を5%あるいは5%以下とする。
- ③CLMVの約束表A品目は2015年までに関税撤廃。ラオス、ミャンマー、ベトナムは2009年1月1日までに全品目の関税率を5%あるいはそれ以下とする。カンボジ

アは、少なくとも80%の品目の関税率を2009年1月1日までに5%あるいはそれ以下とする。CLMVの7%を超えない品目(タリフライン)の関税は2018年までに撤廃する。これらの品目と削減スケジュールは2014年1月1日までに確定する。

- ④CLMV各国の約束表BのICT品目の関税は、3グループに分けられ2008年、2009年、2010年までに撤廃される。
- ⑤CLMV各国の約束表Cの優先統合分野品目は2012年までに撤廃される。
- ⑥各国の約束表Dの未加工農産品の0~5%への関税削減は、ASEAN6は2010年までに、ベトナムは2013年までに、ラオスとミャンマーは2015年までに、カンボジアは2017年までに行う。ただし、ベトナムの砂糖製品の関税は2010年までに0~5%に削減する。
- ⑦各国の約束表Eの未加工農産品は、各国独自のスケジュールでMFN関税率を削減する。
- ⑧タイとベトナムの約束表F品目は、関税割当外(out-quota)関税率を

自国の品目分類による削減スケジュールに従い削減する。

⑨カンボジアとベトナムの約束表 G の石油製品の関税は、全加盟国が相互に合意したスケジュールにより削減する。

⑩各国の約束表 H 品目は、第 8 条の理由により削減あるいは撤廃されない。

⑪輸入関税の削減と撤廃は、毎年 1 月 1 日に実施される。

⑫削減あるいは撤廃される関税の基準レートは、この協定が発効する時の CEPT レートである。

他には、この協定の規定によらない限り、関税譲許を無効あるいは取りやめることは出来ず、関税率の引き上げもできないこと、関税削減と撤廃の詳細なスケジュールは ASEAN6 については本協定の発効前、CLMV は発効後 6 ヶ月以内に作られることが規定されている。

関税割当てについては、第 20 条で新たに導入しないこと、タイは 2008 年、2009 年、2010 年までに撤廃すること、ベトナムは 2013 年、2014 年、2015 年までに撤廃することが規定されている。

第 21 条では、関税削減撤廃の実施のための国内の法制化は、ASEAN6 は協定発効後 90 日以内、CLMV は同じく 6 ヶ月以内に発効と同じ年の 1 月 1 日に遡及して実施しなければならないことが定められている。

第 23 条では、関税譲許の一時的変更あるいは停止の手続きと次のような補償的調整措置が規定されている。関税譲許の一時的変更あるいは停止を求める加盟国は AFTA 評議会に措置の 180 日前までに書面で通告しなければならない。通告した国との協議に関心を持つ加盟国は、通告後の 90 日以内に協議への関心を全加盟国に通告せねばならない。その後通告した国は関心国との協議あるいは交渉を行う。実質的な供給利益 (substantial supplying interest) を有する (通告国において当該製品の ASEAN からの輸入で過去平均 20% 以上のシェアを維持してきたか関税譲許により維持が見込まれる) 国との交渉において通告国は他の実質的な供給利益を有する他の全ての加盟国に対するよりも不利でない相互に有利な譲許のレベルを維持しなければならない。その譲許には他の産品

に関する補償的調整を含む。関税の形態による補償的調整措置は全加盟国に無差別で適用される。交渉結果は AFTA 協議会に通知され、30 日以内に AFTA 協議会が承認あるいは勧告を発表する。AFTA 協議会の承認なしに関税譲許の変更あるいは停止を行った場合、実質的な供給利益を有する加盟国は 30 日以降 90 日以内に自由に対抗措置をとることが出来る。

米と砂糖は、2007 年 8 月 23 日に調印された「米と砂糖の特別取扱い議定書」により別扱いとする（第 24 条）。

### （3）原産地規則

第 3 章は原産地規則である。原産地規則は、AFTA-CEPT 協定では第 2 条の一般規定の 4 項に「40%のコンテンツを ASEAN 加盟国原産とする産品を ASEAN 原産品とする」という規定があるだけであり、その後 AFTA 協議会で CEPT のための原産地規則が策定されている。また、その後、改定が行われており、2008 年には付加価値基準に加え関税番号変更基準も採用されている。第 3 章は、

こうした改定を総まとめした詳細なものとなっている。

原産品は、全てが取得され生産された物品（wholly obtained or produced）と全てが生産され取得されていない物品に分けられている。全てが取得され生産された物品（第 27 条）は、CEPT 原産地規則とほぼ同じであるがやや詳しくなっている。全てが生産され取得されていない産品（第 28 条）は、40%ASEAN 付加価値（あるいは地域付加価値：RVC）基準に加え、HS4 桁の関税番号変更（CTC）基準が規定されている。付加価値基準あるいは関税番号変更基準は輸出者が決定できる。

付属書 3 の特定の物品については製品特定ルールが適用される。製品特定ルールに付加価値基準、関税番号変更基準、特定製造あるいは加工工程基準がある場合は、輸出者がどの基準を使うかを決定できる。なお、1996 年 12 月 13 日の WTO 閣僚会議で採択された情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言の付録 A と B の物品（付属書 4：ITA リストに規定）は、同じ付属書で提示された材料で組み立てられれば加盟国原産品と認めら

れる。

ASEAN 付加価値（RVC）の計算

方法は直接計算法と間接計算法に分  
かれている（第 29 条）。

表 4 関税自由化の規定

第 2 章	関税自由化
第 19 条	輸入関税の削減・撤廃
第 20 条	関税割り当ての撤廃
第 21 条	法制の公布
第 22 条	譲許の享受
第 23 条	譲許の一時変更あるいは停止
第 24 条	米と砂糖の特例

(1) 直接計算法

ASEAN	直接労働	直接オーバーヘッド	その他の						
原材料コスト	+	コスト	+	コスト	+	コスト	+	利益	× 100%
FOB 価格									

(2) 間接計算法

FOB 価格	—	非 ASEAN 原産材料と部品	× 100%
FOB 価格			

ASEAN 原材料コスト、非 ASEAN 原産材料と部品の計算は CIF 価格を使用する。CIF 価格、FOB 価格などは第 25 条で定義されている。直接労働コストおよび直接オーバーヘッドコストに含まれる経費についても 2 項に規定されている。加盟国は、上記のどちらかの計算法を採用するが、AFTA 評議会の 6 ヶ月前に通告する事により新しい方法を採用することが可能である。ASEAN コンテントの証明は輸出国での計算に基づいて行う。ASEAN コンテントの計算の原則とガイドラインは付録 5 に示されている。これは AFTA-CEPT 原産地規則の原則とガイドラインを踏襲している。

累積は第 30 条で次の 2 項により規定されている。(1) 加盟国を原産とし他の加盟国で関税上の恩典に適格となる最終製品のための材料として使用された物品は最終製品の作業あるいは加工が行われた他の加盟国の原産品と認められる。(2) 原料の ASEAN 付加価値が 40% 以下の場合、適格 ASEAN コンテントの計算は、実際の国内コンテントに対する割合が 20% 以上という条件で実際の国

内コンテントに対する割合を計算する。(2) は、他の加盟国からの原材料がその国での ASEAN コンテントが 40% 以下の場合でも 20% 以上であれば、最終製品を生産する国において累積を認めるというものである。

従来は他の加盟国での ASEAN コンテントが 40% 以上なければ累積が認められなかったが、2004 年から 20% に改定されており、このことが規定として明文化されている。このルールの実施ガイドラインは付録 2 として添付されている。

そのほか、直接輸送、デミニミス、ASEAN コンテントに含まれない作業と加工、包装及び梱包材料の取扱い、付属品・予備品・工具の取扱い、生産に使用されるが物品に組み込まれない製品の取扱いなどが規定され、AFTA-CEPT 協定より詳細かつ具体的な記述となっている。デミニミスは、AFTA-CEPT 協定には規定がなかったものであり、関税番号が変更されない物品で FOB 価格の 10% を超えない非原産材料は原産材料と認める規定である。ただし、この非原産材料は付加価値基準では非原産材料に含まれる。

原産地証明は第 38 条に規定されており、輸出国の指定政府機関が発行する。原産地証明の雛形とその運

用規則は、付録 7 として添付されている。原産地規則については小委員会が設置される。

表 5 原産地規則の規定

第 3 章	原産地規則
第 25 条	定義
第 26 条	原産の基準
第 27 条	全てが取得され生産された物品
第 28 条	全てが取得されまたは生産されていない物品
第 29 条	域内価値コンテンツの計算
第 30 条	累積
第 31 条	最小の作業と加工
第 32 条	直接輸送
第 33 条	僅少の非原産材料(デミニミス)
第 34 条	包装及び梱包材料
第 35 条	付属品、予備品、工具
第 36 条	生産に使われるが物品に組み込まれないもの
第 37 条	同一の交換可能な材料
第 38 条	原産地証明
第 39 条	原産地規則小委員会

#### (4) 非関税措置

第4章は非関税措置である。第40条では、非関税措置を新たに導入あるいは維持しないこと、透明性、非関税措置データベースの作成などについて規定している。データベースは作成されており、ASEAN 事務局のホームページでアクセスできる。第41条は数量制限の一般的廃止とGATT12条が本協定の一部となることが規定されている。

非関税障壁の撤廃は第42条で次のように規定されている。

- ①数量制限以外の非関税障壁は、物品貿易協定の施行のための調整委員会 (CCA)、標準・品質についての ASEAN 協議委員会 (ACCSQ)、植物衛生検疫に関する ASEAN 委員会 (AC-SPS)、ASEAN 関税総局長機関などの作業機関が担当し、AFTA 評議会へ勧告を行う。
- ②ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイは 2008 年、2009 年、2010 年のそれぞれ 1 月 1 日までに 3 段階で非関税障壁を撤廃する。フィリピンは、2010 年、2011 年、2012 年の 1 月 1 日までに 3 段階で撤廃する。カンボジ

ア、ラオス、ミャンマー、ベトナムは 2013 年、2014 年、2015 年の 1 月 1 日までに 3 段階で撤廃する。

③撤廃する非関税障壁のリストは撤廃予定の前年に AFTA 評議会で確認する。

④CCA は関連機関との協議により加盟国あるいは民間セクターから通知された非関税措置を見直す。それらが非関税障壁と指定されれば加盟国により撤廃される。

輸入許可手続きについては、1994 年 GATT の輸入許可手続に関する協定に従い、透明で予見可能な方法で行うことが規定されている (第 43 条)。

#### (5) 貿易円滑化、税関

第5章は貿易円滑化である。貿易円滑化は ASEAN 貿易円滑化作業プログラムにより各国で実施される (第 45 条)。貿易円滑化の対象は、税関手続き、貿易規則と手続き、標準と適合性、衛生植物検疫措置、ASEAN シングル・ウィンドウと AFTA 評議会が定めるその他の分野となっている (第 46 条)。

貿易円滑化の原則は、透明性、連絡と協議、簡素化・実索性・効率、

無差別、一貫性と予見可能性、調和・標準化・認証、現代化と新技術の使用、法的に適正な過程、協力である（第 47 条）。これは APEC の貿易円滑化原則を採用したものである。ASEAN 貿易円滑化作業プログラムは本協定発効後 6 ヶ月以内に ASEAN 加盟国により合意され、貿易円滑化の実施状況の評価を 2 年に一度行い、作業プログラムの見直し

を行う。国別および ASEAN シングル・ウィンドウの創設のために必要な措置を ASEAN シングル・ウィンドウ創設実施協定と同議定書により行う（第 49 条）。貿易円滑化作業プログラムの実施状況と評価は ASEAN 評議会に報告され、実施のモニタリングは高級経済実務者会議（SEOM）が調整する（第 50 条）。

表 6 非関税措置の規定

第 4 章	非関税措置
第 40 条	非関税措置の適用
第 41 条	数量制限の一般的撤廃
第 42 条	その他の非関税措置の撤廃
第 43 条	外国為替制限
第 44 条	輸入許可手続き

表 7 貿易円滑化の規定

第 5 章	貿易円滑化
第 45 条	貿易円滑化作業計画とその目的
第 46 条	ASEAN 貿易円滑化作業計画の範囲
第 47 条	貿易円滑化の原則
第 48 条	貿易円滑化の進展のモニタリング
第 49 条	ASEAN シングルウィンドウの創設
第 50 条	実施取決め

第 6 章は税関についての規定であり、新たに設けられた章である。この章の目的は、税関に関する法の施行における予見可能性・一貫性・透明性の確保、税関手続きの効率的・経済的な実施と迅速な通関、税関手続きと慣行の簡素化と調和、税関当局間の協力促進である（第 51 条）。定義（第 52 条）、税関手続きと管理

（第 54 条）、到着前の書類取扱い（第 55 条）、リスク管理（第 56 条）、関税評価（第 57 条）、IT の利用（第 58 条）、公認実務管理者（第 59 条）、再支払い・還付・担保（第 60 条）など詳しい規定となっている。ASEAN 税関局長・長官会議が税関に関する規定の施行に責任を持つ。

表 8 税関の規定

第 6 章	税関
第 51 条	目的
第 52 条	定義
第 53 条	範囲
第 54 条	税関手続きと管理
第 55 条	物品到着前の書類取扱い
第 56 条	リスク管理
第 57 条	関税評価
第 58 条	情報技術の利用
第 59 条	公認実務管理者
第 60 条	再支払い・還付・担保
第 61 条	通関後の検査
第 62 条	事前教示
第 63 条	一時輸入
第 64 条	税関協力
第 65 条	透明性
第 66 条	照会所
第 67 条	協議
第 68 条	秘密性
第 69 条	審査及び上訴
第 70 条	実施及び制度面の取決め

## (6) 任意規格・強制規格及び適合性手続き、衛生植物検疫

第7章は、任意規格・強制規格及び適合性手続きであり、新たな規定である。その目的は、ASEANを単一の市場と生産基地とするのに不必要な貿易への障害をもたらさないことと加盟国の正当な目的の実現である(第71条)。加盟国は、WTOの貿易の技術的障害に関する協定(TBT)を再確認・遵守する(第73条)。また、不必要な技術的障害を廃止するために、国際標準・慣行と自国の標準の調和、ASEAN加盟国間の適合性評価の結果の相互承認、部門別のASEAN相互承認取決めと調和した規制体制の設立、各国の認証機関と度量衡研究所の協力の促進、マーキング(Marking)計画の開発などを行う。

任意規格については、貿易の技術的障害に関する協定の付属書3である任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施基準を加盟国政府が受け入れ遵守すること、国際標準の採用や加盟国間の調整、国際標準の作成への参加、各国の標準の調和などが規定されている(第74条)。

強制規格については、その採用が

貿易への技術的障害をもたらさないようにすること、国際標準あるいは国際標準に調和した国内標準を基礎とすること、最も貿易制限的でない代替手段の検討、自国および他の加盟国の同種の製品よりも不利でない待遇などが規定されている(第75条)。

適合性評価手続きについては、貿易に不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように立案、制定、適用されないようにすること、国際標準と慣行に従った適合性評価手続きを採用すること、ASEAN部門別相互承認取決めの促進などが規定されている(第76条)。相互承認取決めの実施を補完するため市場での監視を行う。そのための国内法と技術的なインフラの整備を行う(第77条)。

ASEAN相互承認枠組み協定、電気電子機器相互承認協定、電気電子機器規制調和協定、化粧品規制調和協定は本協定の一部であり、ASEAN標準及び品質のための協議委員会(ACCSQ)が実施の責任を持つ(第78条)。

第8章は衛生植物検疫についての規定であり新たな含まれた規定であ

る。目的は、人間、動植物の生命、健康を保護しながら貿易を円滑に進めること、ASEAN 経済共同体ブループリントの約束を実現するために衛生植物検疫措置を適用する要件についての枠組みと指針を提供すること、WTO の衛生植物検疫措置協定に準拠すること、などが規定されている(第 79 条)。一般規定と義務では、衛生植物貿易協定の権利と義務の確認、食品規格委員会などの国際機関の基準・指針に準拠すること、衛生植物検疫措置に関連する法、規則、手続きは本協定の付属として提示されることなどが規定されている(第 81 条)。本章の実施のために ASEAN 衛生植物検疫措置委員会 (AC-

SPS) が設置され、情報交換、協力、貿易促進、本章の規定の実施に関する AFTA 評議会への勧告などを行う(第 82 条)。ほかに、通報(第 83 条)、措置の同等(第 84 条)、協力(第 85 条)などが規定されている。措置の同等とは、他の加盟国の措置が自国の衛生植物検疫措置と異なっているにもかかわらず自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成することを客観的に証明できる場合は他の加盟国の措置を同等なものとして認めることである(WTO 衛生植物検疫協定第 4 条)。第 84 条では、ASEAN 加盟国は、措置の同等のための協力、取決め、相互承認を行うと規定している。

表 9 任意規格、強制規格および適合性評価手続きの規定

第 7 章	任意規格、強制規格及び適合性評価手続き
第 71 条	目的
第 72 条	用語と定義
第 73 条	総則
第 74 条	任意規格
第 75 条	強制規格
第 76 条	適合性評価手続き
第 77 条	市場での監視(post market)
第 78 条	実施

表 10 衛生植物検疫の規定

第 8 章	衛生植物検疫
第 79 条	目的
第 80 条	定義
第 81 条	総則及び義務
第 82 条	実施及び制度面の取決め
第 83 条	緊急状況下の通知
第 84 条	措置の同等
第 85 条	協力

(7) 貿易救済措置、制度、最終規定

第 9 章は貿易救済措置であり、セーフガード措置とダンピング防止税と相殺関税が規定されている。セーフガードについては、加盟国は GATT 協定 19 条、セーフガード協定、農業協定 5 条の権利と義務を有するとしている (第 86 条)。ダンピング防止税については、GATT 6 条と 1994 年 GATT 第 6 条の実施に関する協定、相殺関税については、GATT 16 条、補助金及び相殺措置に関する協定の権利と義務を有することが規定されている (第 87 条)。

第 10 章は制度に関する条項であ

る。本協定に関する紛争解決のための諮問と協議については、貿易投資問題解決のための ASEAN 協議 (ACT)、ASEAN 法令順守モニタリング機関 (ACB) が行い、この 2 機関を利用したくない場合は ASEAN 強化された紛争解決メカニズム議定書による (第 88 条、第 89 条)。加盟国からの 1 名の閣僚クラスと ASEAN 事務局長から構成される AFTA 評議会が設立される。高級経済事務レベル会合 (SEOM) が ASEAN 物品貿易協定調整委員会の協力により協定の効果的な実施と調整を行う。加盟国は、国別 AFTA ユニットを設立し、ASEAN 事務局は

経済閣僚会議（AEM）、AFTA 評議会を支援し、協定の実施の監視、見直しを行うと共に AFTA 評議会に報告する（第 90 条）。

最終条項（第 11 章）では、他の協定との関係（第 91 条）、国際協定の改定と継続（だ愛 92 条）、付属書（第 93 条）、改定（第 94 条）、見直し（第 95 条）、効力の発生（第 96 条）など

が規定されている。見直しは AFTA 評議会あるいはその他の代表により 2 年に 1 回行われ、ASEAN 経済大臣の調印後、180 日以内に国内手続き（批准）を完了し ASEAN 事務局長に通報あるいは批准文書を寄託することにより発効する（第 95 条、第 96 条）。

表 11 貿易救済措置の規定

第 9 章	貿易救済措置
第 86 条	セーフガード措置
第 87 条	ダンピング防止税及び相殺関税

表 12 制度についての規定

第 10 章	制度に関する規定
第 88 条	諮問及び協議メカニズム
第 89 条	紛争解決
第 90 条	制度的取決め

表 13 最終規定

第 11 章	最終規定
第 91 条	他の協定との関係
第 92 条	国際協定の修正あるいは継続
第 93 条	付属書、付録、将来の規則
第 94 条	改正
第 95 条	見直し
第 96 条	効力発生
第 97 条	留保
第 98 条	寄託

## おわりに

ASEAN は、2015 年の共同体創設に向けて機構、運営、事務局体制、法的基盤などを全面的に改定・更新しつつある。ASEAN は新しい次元に移りつつあるといえよう。ATIGA は、ASEAN 経済共同体の基盤となる「物品の自由な移動」を実現するための基本的な協定であり、包括的投資協定、サービス協定とともに ASEAN 経済共同体のビルディング・ブロックとなるものである。ATIGA は、1992 年の AFTA-CEPT 協定以降の関連する多くの協定、議定書、行動計画などを総括したもの

であり、また、FTA のベスト・プラクティスに準じた協定である。

物品の自由な移動に向けての法的、制度的な整備は ATIGA によりほぼ出来たといえる。今後の課題はその実施である。関税撤廃は予定通り進展しており、非関税障壁の削減・撤廃が実現出来るかどうか重要となる。日本の機械産業への影響は協定の実施状況によるが、当面、2 つの点を指摘しておきたい。

まず、内国民待遇の導入があげられる。外国企業が内国税などで不利な取扱いを受けている場合は、是正を要求する法的な根拠が出来たことになる。ただし、政府調達について

は全く規定がなく外国企業の政府調達への参入については ATIGA による改善は難しい。

次に原産地規則に関税番号変更基準が追加されたことである。従来は、2 国間ベースの FTA のみでは、ASEAN 加盟国に部品を輸出し製品に加工して他の ASEAN 加盟国に輸出する場合、加工を行った国での付加価値が 40%以下の場合、AFTA が適用されなかった。そのため、日本で製造する高付加価値部品（たとえばフラットパネル）を用いて ASEAN 加盟国で最終製品（フラットテレビ）を製造し他の ASEAN 加盟国に輸出する場合、AFTA-CEPT 協定の原産資格を満たすことが出来ず AFTA 特恵関税の適用が出来ない場合があった。ATIGA では加工により関税番号が変更されれば特恵税率（大半の場合無税）が適用されることになった。なお、日本 ASEAN 経済連携 (AJCEP) の累積原産地規則によりこうした場合でも FTA 特恵関税が適用されるようになったが、ATIGA 協定で関税番号変更基準が採用されたことにより、ATIGA により FTA 特恵関税の利用が可能になったのである。

## 注

- 1 ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、シンガポールの経済大臣と ASEAN 事務局長が出席した。経済大臣会議ではなく、ASEAN Economic Agreements Signing Ceremony である。ATIGA のほかに ASEAN 包括投資協定と ASEAN サービス貿易協定 (AFAS) 第 7 パッケージ実施議定書の調印を行った。タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマーの経済閣僚は出席できず、持ち回りで署名を行う。ATIGA 協定文は ASEAN 事務局の HP に掲載されていないためタイ商務省の HP のものを利用した。

<http://www.thaifta.com/ThaiFTA/Portals/0/atiga.pdf>

- 2 [http://www.apec.org/apec/apec\\_groups/other\\_apec\\_groups/FTA\\_RT.html](http://www.apec.org/apec/apec_groups/other_apec_groups/FTA_RT.html)

そのほかに、APEC 原則・目標との整合性、貿易円滑化、貿易を円滑にする複雑でない原産地規則、持続可能な開発、第 3 国の参加があげられている。

- 3 Asian Development Bank, Office of Regional Economic Integration, *How to Design, Negotiate, and Implement a Free Trade Agreement in Asia* (Asia Development Bank, 2008)